

## 口蹄疫対策に関する緊急決議

本年4月、宮崎県で発生した家畜伝染病「口蹄疫」に対し、現在、関係自治体や関係機関・団体が懸命な防疫対策に取り組んでいるが、いまだ終息の兆しは見え、さらに感染が拡大することも危惧されている。

今回の事態により、殺処分や移動制限区域、搬出制限区域に指定された畜産農家に与える経済的損失には多大なものがあり、家畜市場への出荷中止などによる地域経済に与える影響も甚大である。

さらに、口蹄疫の広がりを受け、農畜産物に対して、風評等による取引制限の動きも出ていることから、消費者等に対する正確かつ適切な情報提供も強く求められているところである。

よって、国においては、下記事項につき早急に対策を講ずることを強く求める。

### 記

1. 防疫体制の強化を図り、感染拡大の防止に万全を期すこと。
2. 被害を受けた畜産農家及び関連産業の損失を補填するとともに、経営の再建・安定のために万全の措置を講ずること。
3. 関係自治体を実施する事業に要した費用については、十分な財政支援措置を講ずること。
4. 風評被害の防止対策を徹底すること。

以上決議する。

平成22年5月26日

全国市議会議長会